

由利本荘市では特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けたご夫婦に治療費の一部を助成します。

■対象者 下記の4項目全て該当される方

- (1) 秋田県の特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けている方
- (2) 法律上の婚姻をしている夫婦（事実婚を含む）で、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に認められた方
- (3) 申請日において、夫婦の双方又は一方が市内に住所を有し、かつ申請日以降も引き続き在住している方
- (4) 申請日において、他市町村から同様の助成を受けていない方

■助成内容

市の助成については、先に秋田県特定不妊治療費助成に基づく助成金の交付決定を受ける必要があります。

・保険診療分 → 1年度※あたり上限 15 万円 ・保険外診療分 → 1年度※あたり上限50万円

（※1年度とは4月1日から翌年3月31日まで）

■申請手続き、注意事項

申請期限:治療終了後の属する年度末(3月31日)まで【期限厳守】

申請場所:こども家庭センター こども家庭班

※治療終了後は、高額療養費や付加（附加）給付金が支給されるか、ご加入の健康保険に直接確認し、その額が決定してから申請してください。高額療養費や付加（附加）給付金、他の法令等に基づく給付がある場合は、その額を控除した額を助成いたします。

※3月31日までの申請が間に合わない場合は、必ずこども家庭センターへご連絡ください。

■必要書類

- (1) 由利本荘市特定不妊治療費助成事業申請書（様式第1号） ※市ホームページよりダウンロード可能
- (2) 秋田県特定不妊治療費助成事業（協力医療機関）受診等証明書の写し
- (3) 秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し
- (4) 薬局発行の領収書（院外処方がある方のみ）
- (5) 夫婦の住民票の写し

※事実婚の場合は夫（未届）、妻（未届）の記載がされているもの。

※夫婦の住所が別の場合は、それぞれの住民票に加えて戸籍謄本も添付してください（事実婚を除く）。

- (6) 治療を受けた方の医療保険の資格情報がわかるもの、いずれか1つ。

◇医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写し

◇マイナアプリからダウンロードした「資格情報画面」の写し ※個人番号カードの写しを添付しないでください。

- (7) 限度額適用認定証の情報がわかるもの、いずれか1つ（所持している方のみ）。

◇限度額適用認定証の写し

◇適用区分が記載された「資格確認書」の写し

※マイナ保険証による受診をした場合は、公的医療保険が適用される診療に対しては限度額を超える分を支払う必要がなく、書類添付の必要はありません。マイナ保険証を利用していない場合で、「限度額適用認定証」または適用区分が記載された「資格確認書」を取得している場合は添付してください。

- (8) 高額療養費、付加（附加）給付金の決定額が確認できる書類（該当の方のみ）



※郵送申請もできます。必要書類を封筒に入れて、下記送付先にお送りください。

【問合せ先・申請書の送付先】 〒015-0872 由利本荘市瓦谷地1番地（本荘保健センター内）

由利本荘市 こども家庭センター こども家庭班 Tel0184-24-6318